

いじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアル (児童生徒が自殺を企図した場合)

熊本県立大津支援学校

1 本マニュアル策定の趣旨

(1)「熊本県いじめ調査委員会」調査報告書の提言から

平成25年4月に発生した県立高校生徒の自死事案については、「熊本県いじめ調査委員会」による再調査が行われ、平成27年1月に知事から教育長に対し、調査結果と併せて、調査結果を踏まえた再発防止のための必要な措置を講じるよう通知された。

報告書では、最終章に検証結果に基づく提言が示されているが、重大事態発生時においては、

- 調査委員会の公平性・中立性の確保のため、委員構成においては、外部の専門家を積極的に活用すべき。
- 調査委員会の委員長は、学校長ではなく第三者の専門家が務めることが望ましい。
- 遺族の心情に十分配慮し、調査方針の事前説明や調査の経過報告を丁寧に行うべき。
- 教育委員会は、重大事態が発生した際には、学校や調査委員会事務局に対して十分な人的支援を行うべき。

等の提言があった。また、平常時においては、

- 教育委員会は、平常時から重大事態発生に備えたマニュアル整備や人材育成に努めるべき。また、未然防止や危機発生時の対応等について、学校現場で活かされるような、実効性のある指導・研修体制の改善、充実に努めるべき。
- 学校は、重大事態発生時における遺族対応、報道対応、調査対応等の業務について、平常時から対応体制を整備し、教職員間で共有しておくべき。
- 本事案から得られた教訓の共有化を図り、教員、生徒に対して、いじめについての本質的理解を深める取組を進めるべき。

等の提言があった。

これらの提言を真摯に受け止め、二度とこのような事態が起こらないよう、更なるいじめの未然防止と早期発見に取り組まなければならない。

教育委員会としては、教職員に対する実効性のある指導・研修体制の改善、充実に努めると同時に、特に「重大事態発生に備えたマニュアル」については、早急に整備し、本提言を具体化する必要がある。

そこで、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）及び熊本県いじめ防止基本方針等に基づき、いじめが背景に疑われる重大事態への対応を本マニュアルにとりまとめ、その基本的な考え方や進め方を示すこととした。

(2) 本マニュアルが対象とする重大事態

法第28条第1項各号においては、次の2つの場合を重大事態と定めている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

今回、整備するマニュアルは、「熊本県いじめ調査委員会」調査報告書の提言を踏まえ、上記①の「児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、とりわけ「児童生徒が自殺を企図した場合」を対象としたものである。

なお、「児童生徒が自殺を企図した場合」に該当しない重大事態については、本マニュアルに示す考え方や進め方を基本にしつつ、各学校に既に整備されている「学校いじめ防止基本方針」、生徒指導関係の内部規定及び危機管理マニュアル等によって対応するものとする。

(3) 本マニュアルの補完等について

- 本マニュアルを活用するに当たって、文部科学省から発出された次の手引き・指針等も同時に参照し、その対応等について補完するものとする。
 - ① 子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き（平成22年3月）
 - ② 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）（平成26年7月）
- 本マニュアルは、児童生徒が自殺を企図した結果、死に至った場合を想定し作成しているが、自殺未遂の事案についてもこれに準じた対応をするものとする。

2 重大事態の緊急対応【初動対応】

(1) 初動対応の体制整備

ア 対応の概要

- 学校は、児童生徒が自殺を企図した事案が発生した場合、直ちに県教育委員会を通じて知事へ事態発生について報告する。
- 学校は、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を母体とし、校長を中心とする対応組織（以下「対応組織」という。）を直ちに設置し、初動対応を行う。
(平成27年度)

全体総括	全体的な取りまとめ・意思決定・教育委員会との連絡調整	◎校長
遺族対応班	遺族への対応、連絡、調整など	◎教頭、学部主事、事務長
保護者対応班	地域・保護者からの情報収集および連携	◎主幹教諭、学部主事
報道対応班	報道機関への対応	◎教頭、事務長
情報収集・分析班	職員から情報および生徒からの情報を収集・分析・整理・まとめを行う	◎主幹教諭、学部主事、教頭
	児童生徒から情報および生徒からの情報を収集・分析・整理・まとめを行う	◎生徒指導主事、担任、人権教育主任
外部機関対応班	警察、病院、福祉施設等などの対応	◎教頭、事務長
記録班	各対応班の記録集約・時間系列における集約、まとめ	◎生徒指導主事、人権教育主任、主幹教諭

- 学校は、対応組織が実効的に機能するよう、必要に応じて県教育委員会に指導・助言を求めるとともに、県教育委員会から派遣される指導主事等を初動対応に活用する。
- 学校は、必要に応じて大学教授等の有識者、医師、弁護士、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士等で構成する支援チームの派遣を県教育委員会へ要請する。→（資料）平成27年度いじめ問題等緊急支援チーム派遣要項

イ 留意すべき事項

- 校長は、遺族対応の他、保護者対応、報道対応等で自ら前面に立ち、陣頭指揮を取ること。特に、対応に迫られて本質を見失わないよう、「遺族の気持ちに寄り添う」「二次的な被害を出さない」「学校の日常活動の回復」の3つを常に確認すること。なお、教頭、事務長、他教職員も同じ気持ちで対応することとし、学校全体で取り組むこと。
- 対応組織は、危機管理を適切にマネジメントし、実効的に機能するよう組織構成を図ること。
- 初動対応においては、派遣された指導主事等が、必要に応じて県教育委員会に状況を伝えるので、学校は事案の対応に専念すること。

- 児童生徒が自殺を企図した事案の初動対応にあたっては、全て「背景」にいじめの疑いがあるという前提のもと、対応すること。
※「背景」＝自殺の企図につながった様々な要因であり、引き金となる「直接のきっかけ」だけではない。
- なお、自殺を企図した児童生徒の遺族が、自殺を企図した背景に「いじめが含まれていないこと」を明確に認識しており、当該児童生徒に対するいじめの有無についての調査が不必要である旨を明確に意思表示された場合も、早急に「いじめはなかった」と結論付けることは避けること。
- 対応組織は、何が起こったのか、客観的で正確な事実を把握し、学校や教育委員会の「対応経過」を時系列で記録しておくこと。その際、5W1H（いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように）の明記を心がけ、憶測や思い込みによる記録とならないよう注意すること。
- 自殺を企図した児童生徒が学園生だった場合には、学園長を窓口として、児童生徒と関係の深い職員からの速やかな情報収集を図るとともに、対応組織での共有を図る。
- なお、事案そのものが、その時点で自殺の企図によるものか、又は事故によるものか不明な場合も、警察の捜査結果が判明するまでは、上記と同様の対応をすること。

ウ 児童生徒からの聞き取りを行うに当たって

(ア) 自殺を企図した児童生徒からの聞き取りが可能な場合

自殺を企図した児童生徒からの、十分な聞き取り調査を行うとともに、周囲の児童生徒や教職員にも聞き取り調査を行う。この際、自殺を企図した児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先にする。聞き取りによる事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を直ちに止めさせるようにする。

自殺を企図した児童生徒に対しては、事情や心情を聞き取り、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた、安心できる学校生活への復帰のための指導・支援を行う。

学校がこれらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、より積極的に指導・支援し、関係機関とのより適切な連携を図ったうえで、対応に当たるようにする。

(イ) 自殺を企図した児童生徒からの聞き取りが困難な場合

障がいの特性等によって、自殺を企図した児童生徒からの聞き取りが困難な場合には、当該児童生徒の保護者・学園等の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者・学園等と今後の調査について協議したうえで、速やかに対応に着手する。

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。こ

の調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることをめざし、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

(ウ) 調査結果の提供及び報告

学校は、自殺を企図した児童生徒やその保護者・学園等に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有する。よって調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、自殺を企図した児童生徒やその保護者・学園等に対して十分な説明を行うようにする。

調査結果の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過を報告することとする。これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

※調査結果については、県教育委員会を通じて知事に報告を行う。

(2) 遺族への関わり

<事実の公表>

ア 対応の概要

- 何よりも大切なことは、子どもを亡くした遺族に対して心からの弔意を示すことである。その上で、学校は、早急に遺族へコンタクトを取り、事実の公表についての相談を始める。
- 自殺を企図した事実を他の児童生徒や保護者、報道機関等に伝えることについて、遺族の意向を確認する。
- 公表の文案については、あらかじめ遺族に見せ、必ず了解をとってから行う。
- 遺族に対して、学校及び県教育委員会それぞれの連絡窓口を伝える。

イ 留意すべき事項

- 遺族が事故死として扱うと言われればそれを尊重するが、学校が“嘘をつく”と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「家族からは〇〇と聞いています」という表現に留めるなど工夫すること。また、児童生徒が自殺であることを知ってしまった場合、対応が難しくなることも予想されるため、引き続き遺族と話し合いを続けること。
- 遺族が「自死したこと」を他の児童生徒に伝えないままでいじめの有無について調査をしてほしいという意向の場合、その調査には限界があることを丁寧に説明し、そのことでの了解を得ること。
- 「自死したこと」を他の児童生徒に伝えてアンケート調査等を行う場合は、憶測が口コミやSNS等によって広がる恐れがあり、それらを防ぐためには、報道機関等へ正確に事実を公表することが必要であることを十分に説明し、保護者、学園等に対して了解を得ておくこと。

<通夜葬儀の対応>

ア 対応の概要

- 通夜葬儀の対応についても、まず遺族の意向を確認することが大切である。その上で、対応組織は、通夜葬儀の参列等について、学校がどう対応するか方針を定める。
- 葬儀への児童生徒の参列についても、遺族の意向を尊重するが、要望が変わった場合でも柔軟に対応できるよう準備しておく。

イ 留意すべき事項

- 児童生徒の死亡事案が発生した場合、当該事案にどのような背景があるにしても、学校には「当該学校の児童生徒の命を守れなかった」という道義的責任がある。通夜葬儀の対応に限らず、遺族とのあらゆる関わりにおいて、そのことを前提とし、遺族の気持ちに寄り添うことが大切である。
- 対応組織の方針に基づいて、通夜や葬儀について保護者、学園等、児童生徒に知らせる。ただし、通夜は通常夜間に行われるため、保護者、学園等の判断で参列してもらうこと。
- いじめの加害が疑われる児童生徒がいる場合、その児童生徒については、保護者や学園等に理解を求め、弔意を示すことの意味について指導することが望ましい。

<葬儀後の関わり>

ア 対応の概要

- 学校は、葬儀が終わってからも遺族への関わりを続ける。
- 学校に残された遺品等の取り扱いについて、遺族と話し合い、対応する。
- 事案の反省を教訓にした学校の取組（例：「命を考える集会」等）についても、随時、遺族へ情報提供する。
- 自死後も当該児童生徒は、学校・学級の一員であるという遺族の気持ちにも配慮した対応を行う。

イ 留意すべき事項

- 通夜や葬儀の後も、当該児童生徒と関わりのあった教職員等が遺族宅を訪問するなど、遺族との関係がとぎれることのないようにすることが大切である。
- その際、深い悲しみの中にある遺族の心情を理解するとともに、自責感や怒りなど日々変化する遺族の感情についても、しっかりと受けとめるよう努めることが大切である。
- 自死した児童生徒について遺族に説明する場合、例えば、「死亡による除籍」のような用語に、遺族は違和感を持つことがある。用語の使い方については、遺族の心情に配慮したものとすることが大切である。

- 遺族自身の専門的なケアの希望が出た場合には、スクールソーシャルワーカー等と相談の上で、遺族と学校の橋渡しができるような福祉や心理の専門家につないだり、専門機関等を紹介したりすること。
- 卒業アルバム等においても、遺族に配慮した対応をすることが大切である。卒業証書については、遺族の願いがあれば最大限の配慮をすること。

(3) 情報収集・発信

ア 対応の概要

- 対応組織は、いじめの疑いを前提にした背景調査を直ちに開始する。まずは、当該校の全教職員を対象に「気になる」情報を収集する。(P.12の「(1)基本調査の実施」を参照)
- 対応組織は、それらの情報を全教職員が共通認識すべき内容や更に情報収集が必要な内容等に整理する。
- 既に報道されている場合には、プライバシーへの配慮のもと、出せる情報は積極的に出していくという姿勢を持つておく。
- 記者会見を行う場合は、県教育委員会と一体となっていく。
- 自死の事実を公表するにあたっては、あらかじめ遺族から了解を取ってから行う。
- 保護者や外部からの問い合わせに対応する窓口を対応組織に設置する。
- 自殺を企図した背景にあるいじめの行為が、犯罪や重大な人権侵害に当たると考えられる場合は、警察や地方法務局等の関係機関への相談又は通報のうえ、早期に連携した対応を行う。

イ 留意すべき事項

<情報の整理と発信>

- 「自殺かどうか」については、学校では判断しないこと。遺族等に事実確認し、了解をとった上で正確な情報だけを発信すること。
- 正確で一貫した情報発信を心がけ、憶測に基づく噂が広がらないよう努めること。
- 情報発信では、外部に出せるものは何なのかを明確にし、保護者、児童生徒、報道機関等への説明がちぐはぐにならないよう、情報担当(当該校の教頭等)を置いて、一元化しておくこと。その際、①発生事実の概要、②対応経過、③今後の予定等に整理する。また、文書で示せる内容、口頭でのみ伝える内容等に分けておくこと。

<情報の取扱い>

- 自殺を企図した背景については、情報がないからといって、早い段階で背景にいじめの疑いはないと決めつけないこと(児童生徒同士のトラブルや教職員の不適切な対応等も同様)。

- 逆に、いじめの疑い（「前の日に同級生とトラブルがあった」など）の断片的な情報が公表されると、そのみが原因であるかのような誤解を招きかねないことから、慎重な対応をすること。
- 外部の専門家等の助言や支援を受けながら、亡くなった児童生徒の心理面や家庭環境等についても情報収集を行うこと。ただし、その取扱いについては、慎重に行うこと。
- インターネットのSNS等を通じて、誤った情報が広まったり、人権の侵害が起こったりすることがある。そのような情報についても、人権教育主任及び情視部長を中心に役割を充て収集に努めること。

<自殺の背景に関わる情報>

- 校長は、「たとえ学校にとって不都合なことであっても、事実は事実として向き合っていく」という姿勢を示すこと。
- 結果として、事案発生前の学校の取組や対応に過失や瑕疵^{かし}があったことを認めることになる情報も、すべて公表することを前提として向き合うこと。また、正確な情報を出すことをためらい、信用を失うことのないよう、県教育委員会と連携し、必要な情報はタイミングを逃さず公表すること。

<関係機関との情報共有等>

- 当該事案に関わるいじめ行為が犯罪行為に当たるか否かについては、県教育委員会との十分な協議のうえ判断すること。なお、学校は、日頃からどのようないじめの行為が、刑罰法規に該当するかについての理解を深めておくとともに、熊本県学校・警察相互連絡制度等を活用し、警察との連携・協力体制の構築に努めておくことが必要である。
- 地方法務局から、人権侵犯事案における被害者救済を図る目的で、調査の協力が求められた場合には、県教育委員会に相談のうえ、必要な情報を提供するなどの協力を行うこと。また、地方法務局についても、法務局職員や人権擁護委員を講演会や教職員の研修等に活用するなど、日頃から連携を図っておくことが必要である。

(4) 保護者への説明

ア 対応の概要

- 保護者向け文書を発行するなどして、事実の概要や学校の対応、今後の予定のほか、保護者、学園等が子どもに適切に接することができるように、子どもへの接し方や校内のカウンセリング、外部の医療機関や相談先の情報等を適宜知らせる。
- 保護者・学園等説明会（全校か当該学年だけかを判断）の準備を早めに開始する。ただし、事実の説明については、あらかじめ遺族の意向を確認しておく。

イ 留意すべき事項

<保護者等への情報提供>

- 保護者、学園等に正確な情報を伝えることで、憶測に基づく噂が広がることを防ぐこと。また、学校と保護者、学園等との協力関係を維持するよう努めること。
- 地域住民への憶測に基づく噂の広がりを防ぐため、同窓会役員や学校評議員等、学校関係者にも、正確な情報を可能な限り提供しておくこと。
- P T A役員等とは、日頃からの信頼関係に基づき、必要な協力を依頼する。その際、遺族には、P T A役員等は中立の立場であることを理解してもらえよう努めること。

<保護者会等>

- 保護者会等においては、冒頭に「黙祷」を行うなど、全保護者ととともに哀悼の意を表す機会を持つことが大切である。
- 保護者会等の後半には、教育相談専門員等から、児童生徒等の心のケアについて講話等を行うこと。
- 保護者等の不安に対応できるよう、保護者会等終了後には教職員や教育相談専門員等が会場出口や校門に待機するなどの配慮をしておくこと。
- 遺族が、説明会に参加する意向がないか確認しておくこと。

(5) 心のケア

ア 対応の概要

- 対応組織は、当該校の児童生徒をはじめ、保護者や教職員等に対する「心のケア」について十分な対応を行い、二次被害の防止を行う。
- 教育相談専門員（スクールカウンセラー登録者）の派遣を県教育委員会へ要請する。
 - 平成27年度熊本県立高等学校スクールカウンセラー活用事業における教育相談専門員派遣実施要項
- 養護教諭、教育相談担当者、教育相談専門員、学部主事等による「ケア会議」を開き、ケア全体を統括する。また、必要に応じて、関係する担任や部活動顧問、管理職等も加わり、重要事項は対応組織も概要を把握しておく。
- 自殺を企図した児童生徒の兄弟姉妹へのサポートを行う。兄弟姉妹が他校にい

れば、その学校とも連携する。特に弟妹が小中学生の場合は、県教育委員会を通じて市町村教育委員会へ市町村立学校のサポートを依頼する。

イ 留意すべき事項

<相談体制>

- カウンセリングを受けることは、恥ずかしいことではなく、話すことで随分と気持ちが楽になることを児童生徒に伝えること。また、カウンセリングを受けることが他の児童生徒に分からないように配慮すること。
- 担任等の教職員が、管理職を通さず、教育相談専門員等に自由に相談できる機会を保障すること。
- 職員会議を利用して、教育相談専門員等から急性ストレス反応とその対応や教職員のメンタルヘルスについての講義（心理教育）等を早めに行うこと。
- 仲の良かった友人等、自死した児童生徒と関わりの深かった児童生徒等への対応を優先しつつも、広く希望者の相談が受けられる体制を整えること。また、保護者や児童生徒からの電話による相談についても、対応組織で検討し対応すること。

<いじめの加害が疑われる児童生徒への対応>

- いじめの加害が疑われる児童生徒に対し、教育相談専門員等によるカウンセリングを実施し、本人の状態を把握すること。その際、カウンセリングの実施については、保護者の了解を得ること。
- いじめの加害が疑われる児童生徒の保護者、学園等に対し、関係機関と連携してアプローチを図り、今後の対応が進めやすい状況を構築しておくこと。
- いじめの加害が疑われる児童生徒に対し、障がいの特性に応じて必要な支援、アプローチに努めること。

(6) 事案発生後の課業日の対応

ア 対応の概要

- 遺族の意向に沿って、児童生徒へ自死の事実を伝える。なお、遺族が自死の事実を伝えないで欲しいとの意向の場合は、伝え方を工夫する。
- 遺族の意向に沿って、児童生徒の葬儀への関わり等について検討する。
- 「在籍していたクラスで子どもを卒業させたい」という遺族の意向があれば、それを尊重し、当該児童生徒の遺品・遺作等については、十分な配慮をする。

イ 留意すべき事項

<事実の伝え方>

- クラスによって伝える内容が変わらないように、まず伝える内容の基本形を定めた上で、クラスや児童生徒一人一人に即した伝え方を用意すること。
- 大きな集会では、パニックが伝染する可能性があるため、全校集会は短く終え

て、各クラスでクールダウンの時間を設けるなどの配慮をすること。

- 全校集会等においては、冒頭に「黙祷」を行い、全児童生徒とともに哀悼の意を表す機会を持つことが大切である。
- 校長のメッセージは、児童生徒の心情に配慮し価値観を交えず、遺族の意向を踏まえながら事実をありのままに伝えること。
- メッセージの文案は、要点を箇条書きにし、県教育委員会の職員、教育相談専門員等に、あらかじめ確認してもらうこと。また、遺族には、内容を事前に知らせておくこと。

＜葬儀等への関わり＞

- 葬儀は、亡くなった人をみんなで悼み、悲しみを共有する場としてとても大切であることを児童生徒に伝えること。児童生徒の葬儀等への参列は、保護者、学園等の了解を得て行うが、葬儀等に参列しなかったことで非難を受けることがないように配慮すること。
- 児童生徒が葬儀に参列する場合は、葬儀のマナーについて事前学習を行う。また、喪に服す意味を指導し、葬儀等以外の場面でも（SNS等での会話を含め）、不用意・不適切な言動をしないよう指導すること。

＜葬儀後の対応＞

- いじめの加害が疑われる児童生徒について、学校内外の状況把握に努めること。また、教育相談専門員等と相談のうえ、適切な時期と場面に、自己の行為の振り返り（反省等を促す）の機会を設けること。
- 学校を平常な状態に戻すことは必要ではあるが、遺族には「何もなかったことのように学校教育が行われている」という誤解を招かないよう配慮すること。
- 当該事案への直接の関わりが少なかった児童生徒に対しても、学校やクラス単位で当該事案を振り返る機会を設け、その反省や教訓を共有すること。

- 遺族の意向で、当該児童生徒の遺品（机・椅子等、本人が使っていた公共物も含む）や遺作等を学校に残す場合は、その掲示や保管の仕方に配慮をすること。
- クラスメートの「亡くなった友達のことを忘れずに一緒に卒業したい」という気持ちと「悲しいことは思い出したくない」という気持ちの両面に配慮しつつ、一緒に卒業する雰囲気醸成に努めること。

3 背景調査の実施

児童生徒が自殺を企図した自死事案又は自殺の企図が疑われる自死事案については、その背景にいじめが疑われるか否かにかかわらず、また、当該事案の公表・非公表にかかわらず、事案発生後、直ちに基本調査と詳細調査からなる背景調査に着手する。

(1) 基本調査の実施

ア 調査の進め方

- 基本調査では、次の調査等を行う。
 - ① 遺族に対しては、その心情に配慮しながら聴き取りを行うとともに、今後の接触を可能とする関係性を構築する。
 - ② 警察や亡くなった児童生徒と関わりのある福祉・医療機関等との情報共有を図る。
 - ③ 日常的に蓄積している指導記録のほか、亡くなった児童生徒の作文や作品、いわゆる「連絡帳」や「生活ノート」、教科書やメモ、プリント等、調査の手がかりになる可能性のあるものは全て集約し、確認・保管する。
 - ④ 調査開始から3日以内を目途に、全教職員からの聴き取りを行う。
 - ⑤ 状況に応じ、遺族の意向や二次被害の防止に留意しながら、亡くなった児童生徒と関係の深い児童生徒からの聴き取りを適切に行う。
- 上記の結果をもとに、学校がその時点で持っている情報及び基本調査期間中に得られた情報を迅速に整理する。
- 得られた情報の範囲内で、情報を時系列にまとめるなどして、県教育委員会に事故報告として提出する。いじめが背景に疑われる場合は、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態への対処として、県教育委員会を通じて知事へ報告する。

イ 留意すべき事項

<遺族への情報提供>

- 遺族には、調査で集まってきた情報をどの段階でどの程度説明できることとなるか等について事前説明を行い、その要望、意見を十分に聴き取るなど、できる限りの説明と配慮を行うこと。
- 調査途中段階でも、途中経過の説明を誠実に行うなど、主体的に遺族とのコンタクトを取り続け、信頼関係の構築に努めること。

<県教育委員会との連携>

- 基本調査は、対応組織の指示により本校教職員で行うが、必要に応じて、県教育委員会から派遣された指導主事等のサポートを受けること。

＜児童生徒への配慮＞

- 調査においては、二次被害防止の観点から責任の所在を追及するような姿勢にならないよう努めるとともに、教育相談専門員、主治医、臨床心理士等から助言を受けるなど、関係者の心の影響について事前に共通認識を図っておくこと。
- 自死した児童生徒と関係が深かった児童生徒、現場を目撃した児童生徒等、強い反応が予測される児童生徒については、事実調査の前後に教育相談専門員、主治医、臨床心理士等が関わって心のケアをする体制を整えること。
- いじめの加害が疑われる児童生徒等については、責任を追及される恐れから率直に事実を述べないなど、結果として不十分な調査にとどまる可能性があることに留意しておくこと。

(2) 詳細調査への移行の判断

ア 詳細調査への移行

- 基本調査の結果を受け、県教育委員会と協議のうえ詳細調査への移行を判断することになるが、児童生徒が自殺を企図した背景にいじめの疑いがある場合や遺族の要望がある場合は、原則として詳細調査に移行するものとする。
- いじめが背景に疑われる場合、基本調査の結果の整理や分析に加え、いじめと自死との因果関係等についての考察等を行うことになる。自死に至る過程や心理の検証には、高い専門性が求められることから、学校は県教育委員会に対して、事案の性質を踏まえどのような職能分野の専門家等の派遣を求めるのか検討する。
- その後、学校は「いじめ対策委員会」を母体として、県教育委員会が派遣した専門家等を含めた「学校調査委員会」を立ち上げ、県教育委員会と一体となった詳細調査へ移行する。
- 児童生徒が自殺を企図した背景に、いじめの疑いがない場合等、詳細調査に移行しない場合は、学校は基本調査の内容や得られた調査情報等を保存し、自殺の実態調査を県教育委員会へ提出する。学校及び県教育委員会は、得られた情報を基に検証を行い、必要に応じて再発防止策を検討する。

イ 留意すべき事項

<調査の先行実施>

- 詳細調査に移行することになった場合、直ちに移行準備を始める。その際、学校調査委員会の立ち上げには、県教育委員会が派遣する専門家等への依頼事務等、ある程度の日数を要することから、児童生徒の記憶が鮮明なうちに、詳細調査に先行して、アンケート調査や聴き取り調査を緊急的に実施するかどうかを判断すること。

<遺族への説明等>

- 遺族が詳細な調査を望まない場合でも、背景にいじめの疑いのある事案の場合は、改めて遺族に詳細調査の実施を提案すること。
- 詳細調査に移行するに当たっては、学校及び県教育委員会は、遺族に対して、次の事項について丁寧に説明するとともに、これらに対する遺族の要望については、詳細調査の中で十分に配慮していくこと。
 - ① 調査の趣旨や調査の方法
 - ② 調査組織の構成（どのような分野の専門家等が必要か、公平性・中立性をどのように担保するかなど）
 - ③ 調査に概ね要する期間
 - ④ 入手した資料の取扱い
 - ⑤ 報道機関等への情報提供
 - ⑥ 遺族に対する説明の方法

(3) 詳細調査の実施

ア 調査の進め方

- 学校調査委員会の実施体制については、専門性や客観性を担保するため、委員の過半数を外部の専門家等が占めるようにする。学校は、当該重大事態の性質や態様に応じた専門家等の派遣を県教育委員会に要請する。
- 委員に校長が入る場合、学校調査委員会の委員長は、外部の専門家等が務め、校長としての対応と委員長としての対応の区別がつくようにしておく。また、委員には守秘義務を課すとともに、氏名は特別な事情が無い限り公表することを想定しておく。
- 学校調査委員会は、次の調査等を行う。
 - ① 基本調査の確認
 - ② 児童生徒に事実を伝えて行うアンケート調査や聴き取り調査の実施
 - ③ 遺族からの聴き取り
 - ④ 学校以外の関係機関への聴き取り
 - ⑤ 情報の整理及び自死に至る過程や心理の検証
 - ⑥ 今後の自殺予防の改善策の提言
 - ⑦ その他、必要と認められる調査等
- 児童生徒に自死の事実を伝えて、アンケート調査や聴き取り調査を行う場合、心のケア体制を整えて、調査は可能な限り速やかに開始する。
- 児童生徒にアンケートを実施する場合は、必ず実施前に具体的な方針を立て、調査結果の取扱い（どのような情報をいつ頃提供できるのか）について、調査組織の意向を遺族に説明し、理解を求めておく。
- アンケートの調査結果は、遺族に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、調査の目的や方法、調査結果の取扱いについて対象となる児童生徒及びその保護者の理解と協力を得て行う。実施後のアンケート用紙の保管にあたっては、紛失や漏洩がないようにする。
- 児童生徒に聴き取り調査を行う場合は、心のケアの観点から養護教諭やスクールカウンセラーを同席させた上で、複数の者が、聴取、記録等の役割を分担して行う。その際、聴き取り結果の均一性を確保するため、可能な限り同一メンバーが行うことが望ましい。なお、同一メンバーによる聴き取りが困難な場合は、あらかじめ聴き取り項目について協議を行っておく。

イ 留意すべき事項

<委員の共通理解等>

- 学校調査委員会においては、調査分析の手順や内容について全委員で確認し、調査の早い段階でいじめの事実認定のための判断基準を定めて調査分析を進めること。
- 法第2条に規定する「いじめの定義」について、最初に全委員で確認すること。委員は、調査の途中で疑義があれば常にこの定義に戻り、定義に基づいて判断す

るという姿勢を明確に持つておくこと。

- 自殺の要因は一つではなく、その多くは複数の要因からなる複雑な現象であることから、委員は学校における出来事等、学校に関わる背景を主たる調査の対象とするほか、本人の心情を推し量る上では、本人の性格や病気、障がい等の個人的な背景や家庭に関わる背景についても調査の対象となり得るという視点を持つて調査を行うこと。
- 自死事案のように当該児童生徒の声が聴けない場合も、委員は、遺族や関係機関等に理解・協力を求めながら、あらゆる努力をして情報を集め、事実がどうであったのか探求するという姿勢を持つて調査を行うこと。
- 遺族等が、いじめの行為に対する被害届を提出したり、いじめの加害が疑われる児童生徒を告訴したりすることがある。その際は、学校調査委員会の目的が、民事・刑事上の責任追及や訴訟等への対応ではないことを、委員間で再度、共通理解しておくこと。

<遺族への説明等>

- 詳細調査の途中段階でも、学校調査委員会は、遺族に対して主体的にコンタクトをとり、調査の進捗状況やその時点で情報提供が可能な調査内容等について丁寧に説明すること。また、その際に出た遺族の意見や要望についても、できる限り調査に反映できるよう努めること。

(4) 調査結果のとりまとめ

ア 調査結果のまとめ方

- 学校調査委員会は、アンケート結果や各種の聴き取り調査結果をもとに情報を整理する。その際に、例えば「直接見聞きした情報」「亡くなる前の伝聞情報」「亡くなった後の伝聞情報」等の切り口で整理し、事実が確認できたこと、確認できなかったことを区別して、時系列でまとめる。調査結果をまとめる段階で議論したことは、議事録に残しておく。
- 学校調査委員会は、どのような理由でいじめ行為の存在を認めるに至ったか、客観的に整理・分析し、調査分析の手順や内容を明らかにして見解を導き出す。その作業や審議の過程を記録に残しておく。
- 学校調査委員会は、調査等で得られた情報を基に、判断基準に基づく事実認定を行うが、いじめ行為の認定については、本人の心情を推し量った上で行う。
- 学校調査委員会は、いじめと認定した行為以外の本人を取り巻く様々な要因を分析した上で、いじめと自死の関連や因果関係についての見解をまとめる。
- 学校調査委員会は、上記の調査結果について取りまとめた報告書（以下「調査報告書」という。）の作成を行う。
- 調査報告書の内容（目次）については、次に一例を示すが、学校調査委員会の判断により、当該事案の性質や態様に応じた組み合わせとする。
 - ① はじめに
 - ② 要約
 - ③ 調査組織と調査の経過
 - ④ 分析評価（調査により明らかになった事実、いじめ行為の認定、いじめと自死の関連性の評価、いじめの防止等及び自死事案の再発防止に向けた提言、等）
 - ⑤ まとめ
 - ⑥ おわりに
- 学校調査委員会は、調査結果を公表する対象、内容、方法等について、学校及び県教育委員会と協議のうえ、方針を定めておく。

イ 留意すべき事項

- 調査報告書の作成に当たり、いじめ行為の認定を行う際には、本人の心情を斟酌しながら、その行為が与えた心理的な負担について専門家等の知見を交えた丁寧な分析を行い、認定に至った手順や過程、根拠を示した上で、説得力のある説明をすること。
- いじめと自死の関連性については、委員は、中立・公平の立場を確保しつつ、各自が持つ専門的見地から多面的・多角的に検討を重ね、見解を導き出すこと。
- 分からないことについては、その旨を率直に記載すること。
- 事案発生前の学校の取組や対応に過失や瑕疵があったことを認めるような場合は、その内容を率直に記載すること。
- 調査報告書にいじめと自死の関連性を示すときは、「・・・だけが～できない」と

いった二重否定等、分かりにくい言い回しは避けて明快な表現に努めること。

(5) 調査結果についての遺族及び県への報告・公表等

ア 遺族及び県への報告・公表等

- 学校調査委員会は、調査報告書の内容を遺族に説明する。
- 学校は、調査結果の公表について学校調査委員会の方針を遺族に伝え、了解が得られた場合には、県教育委員会と一体となって記者会見等の対応を行う。
- 学校は、県教育委員会を通じて知事に調査結果（調査報告書）を報告する。
- 学校は、調査報告書を今後のいじめの防止等及び自死事案の再発防止に向けて活用する。

イ 留意すべき事項

- 調査結果の遺族への報告並びに公表については、児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して行うこと。